平成２４年（フ）第１５６７８号
千葉県市川市本北方１丁目27―10　エスポワール１号
債務者　相馬　千秋（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６８１号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目24―６　いすず荘
債務者　北　　良昭
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６８９号
神奈川県厚木市妻田西１丁目２―３―502
債務者　福原　麗花
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６９４号
東京都大田区西六郷４丁目25―２―202
債務者　大西　栄徳
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８６号
東京都町田市上小山田町400番地１チェリーハイツ103
債務者　元木　真也
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３２８号
東京都町田市金森７丁目18番３―303号
債務者　及川　茂信
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７２８号
静岡県焼津市大住18番地の８
債務者　小長谷俊介
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７５３号
大阪市住吉区苅田１丁目13番12―516号、前住所大阪市大正区小林東２丁目３番５―508号
債務者　蔵谷　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７６号
大阪市東淀川区西淡路４丁目13番５号
債務者　岡村　哉惠
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８１号
長崎県佐世保市白岳町1017番地　ファーストインプライムハウスⅡ307、旧住所長崎県佐世保市大岳台町12番14号
債務者　鴨川　博則
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
長崎県佐世保市白木町185番地　鶴田借家２号、旧住所長崎県佐世保市高梨町13番15号
債務者　田中　玲子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
釧路市美原２丁目36番19号
債務者　長久保玲子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１５５２２号
東京都足立区千住桜木１丁目５―１―1112
債務者　迫田　カヨ
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５６０号
千葉県香取郡神崎町郡1723―50
債務者　渡邊まさよ
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５７９号
東京都杉並区和泉４丁目７―５　ハイムＡ―202
債務者　上山　美敏
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部